

## 情報保全の在り方に関する有識者会議（第2回）議事要旨

### 1 日時

平成21年8月24日（月）午前9時30分から午前11時までの間

### 2 場所

総理大臣官邸 3階南会議室

### 3 出席者

（委員）

|       |              |
|-------|--------------|
| 永野 秀雄 | 法政大学 教授      |
| 西 修   | 駒澤大学 教授 【座長】 |
| 春名 幹男 | 名古屋大学大学院 教授  |
| 前田 雅英 | 首都大学東京大学院 教授 |

（政府側）

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 漆間 巖  | 内閣官房副長官（事務）           |
| 伊藤 哲朗 | 内閣危機管理監               |
| 林 景一  | 内閣官房副長官補（外政担当）        |
| 西川 徹矢 | 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当） |
| 三谷 秀史 | 内閣情報官                 |

### 1 議事概要

#### （1）議題

総論、秘密の範囲、秘密の管理

#### （2）事務局及び政府側からの説明

事務局及び関係省庁から、以下の項目について説明があった。

- ・ 「外国情報機関等による情報収集活動の実態並びに情報漏えい発生  
の原因及びその防止のための具体的対応」
- ・ 「現行の我が国及び諸外国の制度の概観」
- ・ 「防衛秘密制度の運用状況」
- ・ 「本日の議事に関する論点等」

#### （3）意見交換

- 現行法に不十分な点があるということは理解する。他方、これまで秘密の保護について国民の中には慎重な考えもあった。主役は国民であることを考えると、国民に説明する努力をすることが重要である。防衛秘密制度のような穏当な制度から始めて少しずつ理解を得ていくという方法が合理的。

国民の理解を得るに当たっては、「国の安全」とともに「国民の安全」という視点が重要である。

- 秘密の範囲の画し方として、現行の防衛秘密のように、実質秘かつ形式秘という方式をとることが妥当であると思う。
- 「留学生30万人計画」等により今後更に留学生が増えることは確実であり、これへの対応も非常に重要になってくるであろう。
- 法律は、制定されることが重要であり、理念は立派でも制定されなければ意味がない。
- 法制の必要性としては、
  - ① 外国情報機関等による情報収集活動に対する実効力ある制度の確立
  - ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内の情報共有の促進のための法的基盤の整備
  - ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調の推進、外国からの情報共有の促進のための法的基盤の整備という考え方が土台になると思う。
- 新たな法制による保護の対象とする秘密の事項としては、「国の安全」、「外交」、「公共安全及び秩序の維持」に関する情報のほかに、他国からねらわれている経済（技術、知的財産権）情報も検討する必要がある。ただし、これについては何が秘密なのかという概念の整理が難しいだろう。
- 新たな法制による保護の対象とする秘密の作成又は取得の主体の範囲については、より切迫性があり、重要なものとして、当面は行政機関の情報を対象とした法整備を優先すべきであるが、民間・大学の情報についても別途検討の必要はあるだろう。
- 複数の指定権者で秘密指定の判断が異なる場合の調整等の手続が必要ではないか。
- 指定権の濫用や過剰指定を防止するため、秘密の範囲とともに秘密の段階的区分の在り方についても、検討が必要である。
- アメリカの秘密指定の自動解除のような措置をどのように組み合わせていくのが重要になると思う。